

(趣旨)

第1条 市長は、道路の交通安全及び犯罪の防止を図るため、町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）が行う防犯灯設置事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、町内会等に補助金を交付する。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる防犯灯は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 防犯灯は、公衆の防犯、通行の安全のため設置するものとする。
- (2) 防犯灯は、LED灯とし、その消費電力が20ワット以下とする。
- (3) 設置する間隔は、既存の防犯灯からおおむね40メートルとする。ただし、道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 防犯灯は、電柱等又は専用柱に共架するものとし、その材質は鉄筋コンクリート柱又はアルミ柱等の腐食しないものであること。

(補助率等)

第3条 事業に対する経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとする町内会等は、防犯灯設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施に係る収支計算書
- (2) 設計図及び配置図

(交付の条件)

第5条 規則第5条に規定する必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(承認の手続)

第6条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとする場合は、防犯灯設置事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする場合には、事業完了の日から30日以内に防犯灯設置事業実績報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の請求）

第8条 規則第15条の規定により、補助金の交付を請求しようとする場合は、防犯灯設置事業補助金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（維持管理の義務）

第9条 補助金の交付を受けて設置した防犯灯の維持管理に要する経費は、防犯灯を設置した町内会等（以下「設置者」という。）の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、防犯灯の維持管理に要する経費のうち、電気使用料については、別に定めるところにより市長に対しその負担を申請することができる。

3 設置者は、常に防犯灯の状況に留意して、その機能の万全を心がけなければならない。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行し、昭和45年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 昭和45年度分の予算に係る補助金で、この要綱施行前に交付した補助金又は実施した手続は、この要綱の相当規定に基づいて交付又は手続きされたものとみなす。

附 則（昭和52年12月1日告示第83号）

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示の施行日前に商店会から提出された補助金交付申請の処理については、改正後の木更津市街路灯設置事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和55年3月29日告示第22号）

この告示は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日告示第49号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和63年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成12年4月1日告示第90号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第90号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条）

事業の経費及び補助率

防犯灯の種類	経費	補助率
L E D 灯	市長が定める標準建設費で算出した工事費（事業費が標準建設工事費に満たない場合は、事業費の額）	当該経費の5分の4以内

別記

防犯灯設置事業補助金交付申請書

年 月 日

木更津市長 様

氏 名 印

年度において次のとおり防犯灯設置事業を行いたいのので、木更津市補助金等
交付規則第3条の規定により補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容
（算出基礎）

3 事業の収支計算書 （別 紙）

4 設計図及び配置図 （別 紙）

5 事業完了の予定期日

第2号様式（第6条）

防犯灯設置事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

木更津市長 様

氏 名 印

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付決定通知のあつた防犯灯設置事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、木更津市補助金等交付規則第5条の規定により、その承認を申請します。

記

1 交 付 申 請 額 円

前回交付決定額 円

今回変更増減額 円

2 変更の内容及び

そ の 理 由

（算出基礎）

3 中止又は廃止の

理 由

防犯灯設置事業実績報告書

年 月 日

木更津市長 様

氏 名 ㊞

年 月 日付け木更津市指令第 号の決定に基づき、次のとおり防犯灯設置事業を行ったので、木更津市補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

1 補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

（内訳は別紙のとおり。）

2 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 補助事業の成果

種 別	設 置 計 画 灯 数	設 置 灯 数

(別紙)

補助金精算額内訳書

種 別	設 置 工 事 費			収 入 内 訳				摘 要
	灯 数	単 価	金 額	市 補助額	地 元 負担額		合 計	

第4号様式（第8条）

防犯灯設置事業補助金交付請求書

年 月 日

木更津市長 様

氏 名 印

年 月 日付けをもって確定のあった防犯灯設置事業補助金を木更津市
補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額 金 円